

マイナンバーカードが 保険を変える

マイナンバーカードの普及が加速している。保険会社が「マイナンバーカード」を利活用することで、顧客への体験価値を飛躍的に向上させ、事務効率・高度化の実現をも可能にする。また、「健康・医療」を核とした保険会社の新たなビジネス創造の可能性がある。国民の一生に寄り添い続ける保険会社の社会的使命を支えるインフラとなるだろう。

国家デジタル戦略の要は 「マイナンバーカード」

「マイナポイントを追加付与」。衆院選後の岸田新政権が早々に打ち出した対策の内容だ。マイナンバーカード普及とデジタルインフラ化を目指す政府の意気込みの強さを感じる。

2021年10月にはマイナンバーカードを健康保険証として使えるサービスが開始された。2022年にはスマホにマイナンバーカード機能（電子証明書）を搭載、2024年には運転免許証と一体化する計画もあり、マイナンバーカードを常に持ち歩く世界を目指す。そうなればさらに利用シーンは広がり、政府は民間での利活用に大いに期待している。マイナンバーカードは11月時点で4,955万枚を交付し39.1%の普及率まで積み上がっており、マイナポイント付与でさらに加速を見込む。

保険会社でのマイナンバーカード 利活用効果の可能性

保険会社が政府から求められたデジタル行政手続きの手始めは、年末調整・確定申告手続きだ。保険料控除証明書の「電子交付」を2020年から開始、2021年には生損保・共済の22社で利用できるようになった。2023年には40社になる見通しだ。

加えて、保険会社では「マイナンバー生前収集¹⁾」が必要だが、この対応策としてマイナンバーカードでの「公的個人認証サービス²⁾」を使ったデジタル収集が主流となっている。ただ、こうした行政要望のマイナンバー関連業務自体は保険会社の負担が大きい割に収益には直結しない。マイナンバーカードの利活用が保険会社の事務効率やお客様

サービスの向上と結びつくには、さらなる工夫が必要だ。

「公的個人認証サービス」はサイバー空間で国が唯一認めるオンライン本人確認手段として利用できるだけでなく、マイナンバーカードに格納されている電子証明書の状況から「基本4情報（氏名、住所、生年月日、性別）」を企業に連携するサービスとなっている。

長期間契約を管理する必要がある生命保険会社では、住所管理は長らくの課題だった。住所が古いことによる通知物の不着時対応コストが莫大だが、このコスト削減が期待できる。また、電子証明書の有効性から死亡（当面は疑義）か生存かがわかる。死亡保険金の請求がない限り知り得なかった死亡がわかれば、保険会社から能動的な請求勧奨が可能になり、常に住所もわかっていれば支払い漏れをなくすることができる。これは契約者にとっても便利かつ安心なサービスと言える。また、一部の個人年金保険については、受取人の生存確認のため毎年住民票提出など面倒な手間を必要とするが、電子証明書が有効であれば生存していることが分かるため、お客様も保険会社も手続きを大きく簡略化することができる。

他にも多くの効果が推測されるが、マイナンバーカードの電子証明書を活用することで、顧客の体験価値（CX）を飛躍的に向上させることができ、加えて事務効率化・事務コスト低減も可能となる。

健康・医療情報連携による 革新的保険サービスの可能性

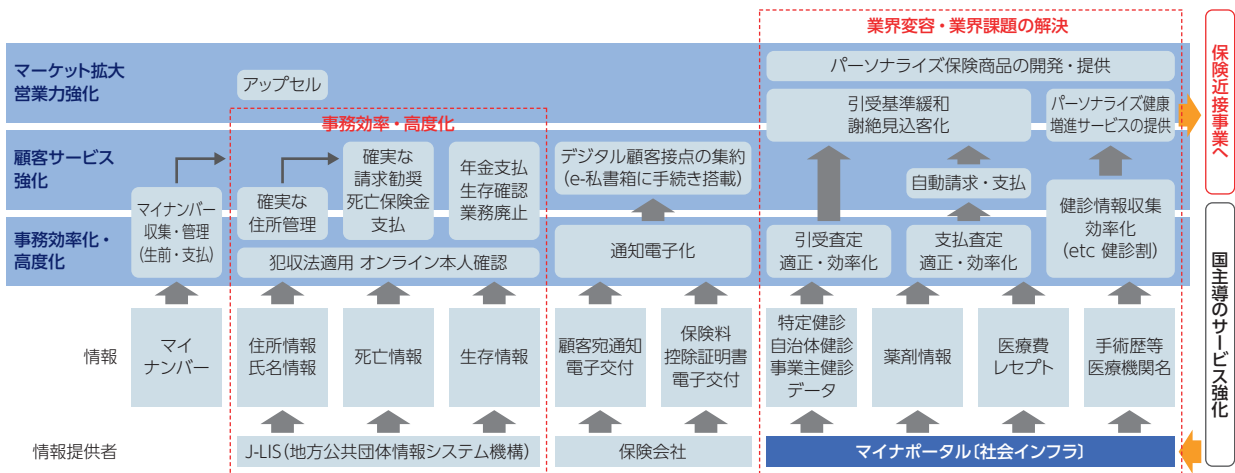
10月から開始している「マイナポータル³⁾」からの健康・医療情報の閲覧は世界でも先進的な取り組み⁴⁾であり、保険会社のサービスを一新させる可能性を秘める。

本人同意の上で保険会社に健康・医療情報を連携する

NOTE

- 1) 一定額の保険金・給付金等を支払う場合には契約者と受取人のマイナンバーを取得して税務署へ提出することが義務付けられている。しかし住民基本台帳法改正に伴い、亡くなった方のマイナンバーを役所で取得することができなくなることを受け、契約者の存命中にマイナンバーを取得する動きが必要となった。
- 2) オンラインでの申請や届出といった行政手続やインターネットサイトへのログインを行う際などに、他人による「なりすまし」やデータの改ざんを防ぐために用いられる本人確認の手段。「電子証明書」と呼ばれるデータを、外部から読み取られるおそれのないマイナンバーカード等のICカードに記録することで利用が可能となる。
- 3) 政府が運営するオンラインサービス。行政手続の検索やオンライン申請がワンストップでできたり、行政機関からのお知らせを受け取ることができる、自分専用のサイト。10月からはマイナポータル上で健康・医療に関するデータが閲覧可能になった。特定健診データ（40歳以上人間ドック等の結果）や医療費、処方された薬剤情報が閲覧でき、2022年には手術歴等も閲覧できるようになる。これらの情報を本人同意の上で医療機関に連携することで、検査や処方減らし、膨張を続ける社会保障関係費を削減することも目的とされている。
- 4) 世界的に見れば北欧など人口1,000万人未満の諸外国では、約50年以上前から悉皆性、唯一無二性をもった国民IDと医療IDの導入が進んでいる国もあるが、先進諸外国では個人識別番号の合憲性の判断の遅れにより導入は遅れた。わが国において健康保険証としての運用が本格的に活用されるようになり国民や医療機関の健康情報への電子的なアクセスが可能になった場合、公的に医療データへのアクセスが質と量の面から保障される。世界的に見ても大規模かつ先進的な仕組みとなり、公衆衛生・予防医療領域の革新的なサービスの開発につながるものと考えられる。

図表 マイナンバーサービスの全体像



と、引受査定や支払査定での活用だけでなく、一部商品の自動支払も可能となるだろう。

また、健康状態から保険に入れなかったケースでも、ある薬剤の継続投与により健康リスクが高まらない臨床結果がある場合、継続処方が確認できれば引受可能性が出てくるし、新たな見込客にもできる。保険会社側は引受拡大に、顧客側は希望通りの保険加入につながる。

さらに、保険会社で検討が進む「健康増進サービス」も、個人の特定健診データを定期的に把握できれば、パーソナライズされた高度な健康増進サービスとすることができる。ウェアラブルデバイスから収集されたライフログデータだけでは不十分であった情報を、マイナポータルからの医療情報を組み合わせることにより、より精度を高めた魅力的なヘルスケア事業を創造することにもつながる。これにより、保険会社の保険近接事業への挑戦を牽引する可能性もある。

これら革新的な保険サービスの実現には、国民が健康・医療情報を保険会社に連携してくれるかどうか鍵

を握るが決して低いハードルではない。

健康志向の高まりの中、保険会社が魅力的なアドバイスやサービスを提供することで国民の健康寿命を延ばしたり、契約者が請求するまでもなく保険会社が能動的に給付金の請求勸奨を行うことは、紛れもなく国民に保険本来の安心を与えるものである。国民の一生に寄り添うために必要な「健康・医療情報の連携」について保険会社が時間をかけて国民に理解を求めていくことが重要である。

10年後には、「マイナンバーカード利活用」により、保険に入れなかった方々を受け入れることができるようになるだろう。確実な保険金・給付金等の支払いで社会的責任を果たし、新たなサービスを提供することで国民への価値向上をさらに高めることができているに違いない。



Writer's Profile

鮫島 和彦 Kazuhiko Sameshima

保険ビジネスソリューション推進部長
 専門は保険会社向けソリューション企画・営業
 focus@nri.co.jp